

証書式定期貯金の解約時または書替継続時 および定期積金の解約時のお取り扱いについて

平成23年3月1日より貯金規定を改訂し、証書式定期貯金および定期積金解約時のお取り扱い方法を変更いたします。

なお、改訂前よりお取引いただいている口座につきましても変更後の規定を適用いたします。

変 更 内 容

●従来のお取り扱い方法

証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出。

(証書裏面イメージ)

【定期貯金・定期積金証書裏面】

上記の金額を確かに受取りました。

平成23年 2月 28日

おなまえ

奈良 太郎



お届け印



平成23年3月1日より変更

●改訂後のお取り扱い方法

当組合所定の解約申込書または書替申込書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出。

【解約申込書または書替申込書】

〒0000-0000 私の上記貯金を解約(支払)のうえ
元利息をお支払いください。

おところ 奈良市大森町 57-3

おなまえ

奈良 太郎

様



お届け印

(解約申込書イメージ)

